

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA学校における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正することが必要である。

なお、平成11年3月の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで

平成10年9月10日から11年10月28日までA学校において常勤講師(代理教員)として勤務した。任用期間が更新された際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、給与支払明細書から11年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書及び給与支払明細書から、申立人が申立期間において、申立てに係る事業所に継続して勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る平成11年3月の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立ての事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が平成11年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和58年3月3日に訂正することが必要である。

なお、昭和58年2月の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月28日から同年3月3日まで

雇用保険被保険者離職票にはA法人における退職日が昭和58年3月2日と記載されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年2月28日となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が昭和58年3月2日まで申立てに係る事業所に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立ての事業所は、申立人に係る昭和57年12月から58年2月までの厚生年金保険料を給与から控除した旨回答している。

さらに、申立人と近接する時期に退職した同僚（複数）は、退職した月の翌月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、この記録は雇用保険に係る離職日とも一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、昭和58年2月の標準報酬月額については、申立ての事業所に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和58年1月の標準報酬月額）から、10万4,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、申立ての事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 58 年 2 月 28 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同年2月及び同年4月の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 10 年 10 月 28 日まで
昭和 62 年 9 月以降、毎年 1 万円ずつ昇給していたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額は 20 万円のまま変動していないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成7年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、同年2月及び同年4月を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述を得ることができず不明であり、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間の標準報酬月額のうち、昭和 62 年 10 月から平成 7 年 1 月までの期間、同年 3 月及び同年 5 月から 10 年 9 月までの期間の標準報酬月額については、申立人は給与明細書等を所持していない上、申立てに係る事業所の事業主は既に亡くなっており、当時の社会保険事務担当者であるその夫は、当時の資料は無く、申立人に係る標準報酬月額等については不明である旨回答しており、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。なお、申立人が所持している給与明細書からは、これらの額を推認することは困難である。

また、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額の記録が、遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、上記期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和39年1月9日に訂正することが必要である。

なお、昭和38年10月から同年12月までの標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年1月9日まで

昭和38年7月21日から39年1月8日までA社B工場に勤務したにもかかわらず、途中の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場が保管する申立人に係る給与明細書、人事関係資料等から、申立人は申立期間において同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録（昭和38年9月の標準報酬月額）及び上記の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明である旨を回答しており、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び平成 2 年 7 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 平成 2 年 7 月から同年 10 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、妻（当時）が納付していたはずである。

また、申立期間②当時は、国民年金保険料を口座振替により納付していたはずであり、申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。15 歳頃から大工をしており、20 歳になって以降、国民年金保険料は欠かさずに納付してきたはずであり、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、これを行ったとする申立人の妻から聴取しても、その納付状況（納付期間、納付金額等）は不明である。

また、申立人が申立期間①当時に居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和 50 年 7 月に同市に転入したことに伴う国民年金に係る手続を 52 年 12 月に行っていると推認でき、同市は申立期間①の国民年金保険料に係る納付書を発行していないものと考えられる。

さらに、申立期間②直後の平成 2 年 11 月から 4 年 4 月までの国民年金保険料は、オンライン記録の収納日から判断して、口座振替により納付されていたものと推認できるが、申立人の口座振替を開始した時期についての記憶は曖昧である上、申立期間②直前の 2 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は 4 年 4 月に過年度納付されおり、申立期間②の国民年金保険料が口座振替により納付されたと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 817

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

短期大学を卒業して昭和 58 年 4 月に就職する際、当時、住民登録を行っていた町で国民健康保険の遠隔地被保険者証の発行手続きと一緒に国民年金の加入手続きを行った。申立期間においては別の市町村（複数）に所在する学校で臨時任用の助教諭として勤務しており、国民年金保険料については、毎月、勤務の合間に上記の住民登録をした町に出向いて納付していた。また、弟が 60 年 4 月に町に採用されて以後は弟に納付してもらったこともあったにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和 61 年 4 月頃、国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 58 年 4 月から 58 年 12 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない。時効が到来していない申立期間の残り（昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで）の国民年金保険料については、申立人は過年度保険料として遡って納付した記憶はないと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の一部（昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで）の国民年金保険料を納付したとする申立人の弟から聴取しても、納付状況（納付期間、納付回数、納付金額等）についての記憶は曖昧である上、申立人が住民登録を行っていた町の当時の国民年金業務担当者（複数）からも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 6 日から 50 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額に係る記録が、記憶している報酬月額に見合う額より低額となっている。唯一残っている昭和 45 年 6 月の給与明細書を確認したところ、記載されている給与支給総額は同月の標準報酬月額を大きく上回っている上、昭和 49 年 4 月以降の標準報酬月額は、記憶している報酬月額に見合う額より低額ではあるものの、それまでの標準報酬月額に比べ大きく増額されており、不自然な記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の資格取得時（昭和 42 年 11 月 6 日）においては 2 万 2,000 円、昭和 47 年の定時決定においては 2 万 4,000 円であったものが、49 年 4 月の随時改定においては 9 万 8,000 円と大幅に増額されていることが確認できる上、申立人が所持する 45 年 6 月の給与明細書から、申立人は同月について標準報酬月額（2 万 2,000 円）を超える報酬（5 万 4,500 円）を受けたことが確認できる。

しかしながら、上記明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）が記録している申立人に係る昭和 45 年 6 月の標準報酬月額と一致している。

また、申立てに係る事業所の元従業員からは、申立人が事業主によりその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

さらに、申立てに係る事業所の事業主は既に死亡しており、その妻は、当

時の資料が残っておらず、申立人に係る標準報酬月額に関する届出及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

加えて、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 26 日から 46 年 4 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）から C 社に異動した際に勤務は継続していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当初、C 社における被保険者資格の取得日が昭和 46 年 10 月 1 日となっていたが、年金事務所に申し出た結果、同年 4 月 1 日に訂正された。しかしながら、申立期間がなお厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（当時）の証言から、申立人は申立期間において A 社又は C 社のいずれかで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は「C 社については、当社の社員（当時）が独立して設立した会社であり、当社のグループ会社ではない。」と回答している上、申立期間当時、A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、C 社における同資格を取得した 11 人（申立人を含む。）は、いずれも厚生年金保険の被保険者期間が継続しておらず、申立人の被保険者資格が継続していないことに不自然さはみられない。

また、C 社は既に解散しており、申立人に係る資料を確認することができない上、B 社も申立人に係る資料は保管していない旨回答しており、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から同年9月1日まで
工業学校を卒業した後、申立期間においてA社B事業所に勤務したにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所における勤務内容等を具体的かつ詳細に述べており、その内容に信ぴょう性が認められることから、期間は特定できないが、同事業所に勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、当時の資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況については不明である旨回答している上、申立期間当時の従業員のうち、連絡先が判明した6人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除をうかがわせる証言は得られない。

また、申立てに係る事業所が加入する健康保険組合は、申立人の健康保険への加入の有無は不明である旨回答している上、申立人には、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はなく、これが事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月1日から46年12月1日まで
A病院の院長から依頼され、昭和45年8月から46年11月末まで同病院に事務責任者として勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和45年8月1日から46年6月15日まで申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に「証返納年月日、46. 1. 21」と記載されており、昭和46年1月に申立人に係る被保険者資格の喪失届出書が、健康保険証を添えて社会保険事務所（当時）に提出されたことが確認でき、申立人がそれに近接した45年12月1日に被保険者資格を喪失した記録に不自然さはみられない。

また、申立てに係る事業所は、「申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料控除の状況については、当時の資料が無く、不明である。」と回答している。

さらに、上記の事業所における当時の従業員のうち連絡先が判明し、回答が得られた15人からは、申立人に係る厚生年金保険料の控除についての証言は得られない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで

昭和 28 年から 58 年 4 月まで A 社において事務員として継続して勤務していた。しかし、昭和 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間①に係る脱退手当金が支給済みとされている上、申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立てに係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立てに係る事業所における資格喪失日から約 1 か月後の昭和 35 年 12 月 14 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立てに係る事業所を退職し、脱退手当金を受給した後の申立期間②については、同事業所の元従業員（複数）の証言から、時期を特定することはできないが、当時、申立人は同事業所に再就職し勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立てに係る事業所も保険料

控除に関する資料を保管していない。

また、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に掲載されている者のうち回答が得られた14人からは、申立人に係る厚生年金保険料の控除に係る証言は得られない。

さらに、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の申立期間に係る記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 1 日から 63 年 3 月 21 日まで
A社のB営業所(所長代理)からC営業所(営業課長)に転勤する際に、給与を30万円にする旨説明を受けたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が転勤前より下がっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事業所の当時の経理部長及び社会保険事務の担当者は、「当時の書類は保管されておらず、申立人のことは知らない。」と回答している。

また、申立人は「通常、営業職は歩合制であるが、当時、私は、例外的に固定給制であった。」と述べているが、上記の元経理部長は、「通常、営業職については、最低保障額としての基本給部分はあったものの歩合給制である。基本給部分は、部長であっても20万円であり、営業課長であった申立人が30万円であることは考えられない。」と回答している。

さらに、当時の申立人の同僚(複数)からは、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に係る具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人の標準報酬月額が上記同僚と比べて特に低額であるとは認められない上、これらの標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年 1 月 1 日まで
昭和 47 年 9 月 20 日から販売管理の仕事を行っていたA社において、同年 12 月 31 日付けの退職願を提出し、同日は有給休暇を取得したことを記憶しているので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における雇用保険の加入記録によると、申立人の雇用保険の被保険者期間は、昭和 47 年 9 月 20 日から同年 12 月 30 日までとなっており、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを確認できない。

また、申立てに係る事業所の社会保険事務の担当者（当時）は、「厚生年金保険と雇用保険に係る届出手続は同時に行っていたため、雇用保険における離職日が昭和 47 年 12 月 30 日であれば、厚生年金保険被保険者資格の喪失届においても、退職日は同年 12 月 30 日、喪失日は同年 12 月 31 日として届け出たと思う。」旨証言しており、申立人が申立期間において勤務した事実についての証言は得られなかった。

さらに、申立人は申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 3 日から 43 年 8 月 1 日まで
昭和 42 年 9 月から 45 年 7 月まで A 社 B 営業所においてタクシー乗務員として勤務した。当時、月間の売上げは約 20 万円であり、その約 30 パーセントが給与として支給されていたはずであるのに、申立期間の標準報酬月額が 2 万 4, 000 円と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事業所の庶務担当者は、「当時の資料等が保管されておらず、申立人に係る給与月額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。しかし、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に見合う保険料額を上回って控除すれば、帳簿上預かり金が増えていくこととなるため、そのような控除はしていないと思われる。」と回答している。

また、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後各 25 人（合計 50 人）のうち、当時タクシー乗務員であったと回答した 11 人は、いずれも資格取得時の標準報酬月額は申立人のそれと同額の 2 万 4, 000 円であることが確認できることから、同事業所では、当時、タクシー乗務員については、資格取得時の標準報酬月額を 2 万 4, 000 円と届け出たことがうかがえる。このことについて、上記庶務担当者は、「乗務員は出来高制であり、給与額が前もって分からないため、現在では資格取得時の標準報酬月額を一律 20 万円としている。そのことと当時の同僚の記録を踏まえて考えると、当時の乗務員については 2 万 4, 000 円と届け出たものと思われる。」と回答している。

さらに、当時乗務員であった同僚（複数）からは、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に係る具体的な証言は得られず、同僚及び申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらな

い。

加えて、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。